

1. 本旅行条件書の意義

- (1)お客様が「オンライン予約（海外格安航空券）システム」（以下「予約システム」といいます）を利用して、旅行手配のお申込みをされる場合の取扱い、本旅行条件書の定めるところによります。
- (2)本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、トラベル・スタンダード・ジャパン株式会社（東京都豊島区西池袋 1-11-1 メトロポリタンプラザビル オフィスタワー 11 階（観光庁長官登録旅行業 1949号以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2)旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は旅行をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行代金」といいます）の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）を申受けます。
- (4)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (5)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の取扱料金をお支払いいただきます。

※取扱料金については別紙「旅行業務取扱手数料」をご確認ください。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)予約システムを利用して当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社のインターネット上の旅行サイトのページ上で、所定の事項を入力の上お申込みいただけます。
- (2)当社は、お客様が旅行代金・取扱料金等のお振込をし、又は、お客様がクレジットカードにより旅行代金・取扱料金等を決済することを条件に、手配旅行契約を締結いたします。
- (3)(2)によりお客様が当社に支払った金額は、「変更手続料金」、「取消手続料金」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。
- (3)お申込みおよび申込書への記入において、氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

4. 申込条件

- (1)申込時点で 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- (2)旅行開始時点で 15 歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発空港までの付添いや到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (3)健康を損なわれている方、心身に障がある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込時にお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）改めて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要とされる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は手配先の運送・宿泊機関等にその旨をお伝えします。
- (4)お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6)お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7)その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行代金のお支払い

- (1)旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配する為に運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金（変更及び取消手続料金を除きます）をいいます。
- (2)航空券代金は運賃本体（平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額等）、付加運賃（燃油サーチャージ等）と空港諸税（空港施設使用料、通行税等）、航空保険料等の合計をいいます。なお、付加運賃、空港諸税、航空保険料は運賃本体と別途にご請求させていただきます。
- (3)旅行代金は契約時にお支払い頂きます。

6. 空港諸税・航空保険料・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1)航空券発券時に徴収となります。空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- (2)日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には追加徴収、返金させていただきます。
- (3)諸税、燃油サーチャージ等の新設、値上げを理由とした旅行契約の解除は、所定の取消

料・取消手続料金を申し受けます。

7. 旅行代金の変更

- (1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2)当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。
- (3)お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

8. 渡航準備および手続きについて

- (1)ご旅行に要する旅券（パスポート）および残存有効期限・査証（ビザ）、再入国許可、予防接種証明書、その他各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部または全部の代行を承ることがあります。ただし、お客様ご自身に起因する事由またはこれらの発行機関たる官公庁、大使館、その他出先機関の事情により、旅券・査証等の取得ができなかった場合、当社はその責任を負いません。なお、当社以外の業者に渡航手続を依頼された場合は、渡航手続の業務にかかわる契約の当事者は当該業者となります。
- (2)渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3)渡航先（国または地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」 <http://www.anzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。
- (4)旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関わる情報をメール等で受け取れる外務省のシステム『たびレジ』への登録をおすすめします。
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

9. 契約内容の変更

- (1)お客様が、旅行日程・旅行サービス等の内容その他の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2)お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に関する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3)上記変更に関する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更手続料金をお支払いいただきます。

※変更についての規定および変更料・変更手続料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙「旅行業務取扱手数料」にてご確認ください。

※以下の変更は一旦取消した後、新規の契約として取扱い所定の取消料をいただきます。

- ①ご搭乗者の氏名（スペル）の変更あるいは訂正
- ②ご依頼の変更後の旅行日程が、空席待ち等の事由により成約にならない場合
- ③ ② 目目の変更
- ④出発日を 60 日以上先への変更
- ⑤旅行目的地を海外から国内への変更

10. 契約の解除

- (1)お客様による任意解除
お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申出をお受けできるのは、お客様がお申込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。（お申し出日より取消料の額に差が生じることもあります。お申込み営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でご確認ください）
①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
②お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
③当社所定の取消手続料

※取消についての規定および取消料・取消手続料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙「旅行業務取扱手数料」にてご確認ください。

- (2)お客様に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは旅行契約を解除することがあります。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。これらの場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。
①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
②お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
③当社所定の取消手続料
- (3)当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。

④統計資料などのように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

11. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

12. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は第2項「手配旅行契約」(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行に当たって当社又は当社が手配の全部又は一部を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りさせていただきます。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者お一人様当たり15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。
- (4) 免責事項
お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由（以下に例示）により損害を被ったときは、当社は、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
①天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取消され、又は旅行日程が変更された場合
②航空会社の過剰予約受付（オーバーブッキング）により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合
③お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時間の確認を怠ったため予約を取消され、航空券が無効になった場合
④お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合。
⑤お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合
⑥旅券（パスポート）の残存有効期限の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
⑦パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
⑧お客様のご都合または乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただけます。
- (4) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

14. 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

※このほか、当社では、1. 当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。3. アンケートのお願い。4. 特典サービスの提供。5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきことがあります。

※次のいずれかの場合を除いて、お客様からお伺いした個人情報当社が第三者に開示することは、原則としてありません。

- ①お客様ご本人が個人情報の開示に同意している場合
- ②法令により開示が求められた場合
- ③本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合

15. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年8月20日を基準としています。また旅行代金は、2019年8月20日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

16. 特別補償規定の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

17. この取引条件説明書に記載のない事項

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

18. その他

- (1) 海外旅行保険
病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社にお問い合わせください。
- (2) 旅行代金の返金に関するご注意
当社では、お客様のご都合による取消しの場合、および返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また、返金は、金融機関のお客様の口座への振込み、又は、クレジットカード会社を通しての返金とさせていただきます。
- (3) 航空会社のマイレージについて
航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社と行っております。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねます。
- (4) 航空会社での無料受託手荷物について
航空会社の受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。方面および航空会社ごとに異なりますので航空会社等にご確認ください。
- (5) お申込みのお名前について
お申込みのお名前はパスポートのスペル通りをお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料・取消手数料の対象となりますのでご注意ください。
- (6) 搭乗手続きについて
航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時刻が変更される場合がありますので、ご利用航空会社へ出発・搭乗手続き時刻等をご確認ください。
- (7) 格安航空券の基本利用条件として、飛行ルートの変更、払い戻し、他航空会社への乗換えができない（指定された航空会社しか利用できない）、途中降機（ストップオーバー）の制限等の制約がございます。ご利用の際は商品の詳細をご覧ください。
- (8) 接続便（ON-T0）については日本において予約確認されていても、各国の通信事情その他の理由により現地で乗継ぎができない場合もありますので、ご旅行に際してはできる限り余裕を持ったスケジュールをお立てください。
- (9) 海外から当社へのお電話は必ずパーソナルコール（指名電話）をお願いいたします。コレクトコールはお受けいたしませんのでご了承ください。当社の責と認められる場合には帰国後通話料金をお支払いいたします。